

第137回 統計委員会 議事概要

1 日 時 令和元年5月24日（金）9:00～12:35

2 場 所 総務省第二庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、
関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【幹事等】

内閣府大臣官房総括審議官、総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、
財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課長
補佐、厚生労働省政策統括官（総合政策、統計・情報政策、政策評価担当）、農林水
産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省大臣官
房政策立案総括審議官

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統
計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官、平野大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、永島次長、阿南次長、上田次長、柴沼次長
政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、北原統計企画管理官、
澤村統計審査官

4 議 事

- (1) 諮問第128号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」
- (2) 部会の審議状況について
- (3) 「産業連関表」の作成方法の変更通知について
- (4) 毎月勤労統計調査について
- (5) 医療の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究（中間報告）について

5 議事概要

- (1) 諮問第128号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」

西郷産業統計部会長代理から、資料1-1及び1-2に基づき、審議状況と答
申案の内容説明が行われた。答申案については、文案を一部修正の上、採択する
こととされ、修正内容は、委員長及び産業統計部会長に一任された。

主な発言は以下のとおり。

- ・「今後の課題」において、「民間事業者の全面的な活用による影響分析等」とあるが、「全面的な」という言葉を使うことに懸念がある。これまで、民間事業者が行ったデータ収集、集計等に問題がなく、今回、委託範囲を広げることによって賛成ではあるが、「全面的な」とすると、経済産業省の責任が薄められるように感じる。国の基幹統計、重要な統計としての責任は経済産業省にあるので、例えば、「民間事業者の活用による影響分析等」としてはどうか。ほかの調査等への良い意味での波及効果等もあるのではないか。
- 「全面的な」という言葉で、経済産業省が責任逃れをしているということは全くない。本調査が民間事業者によって全面的に実施されること自体、15年ぐらい前には考えられないような大きな変化だと思う。むしろ、この「全面的」という言葉は、経済産業省自身の心配、自分たちの責任できちんとやっていけるのかという責任の一端の表れではないかと感じている。しかし、確かに言葉だけ読むと、そのように読めてしまうおそれがあるので、表現については、産業統計部会長と相談したい。
- ・「今後の課題」では、内閣府の検討結果を踏まえて、パチンコ・スロットマシンの実査可能性を検討するとしている。本件は、昨年6月、国民経済計算体系的整備部会に取組の強化・加速を要望したものであり、今回、きちんとした成果に結び付けることができた。国民経済計算体系的整備部会、産業統計部会、内閣府や経済産業省などの関係府省の尽力に改めて感謝したい。その過程で、半導体製造装置のウェーハプロセス用処理装置及び建設・鉱山機械の建設用クレーンについての検討課題も整理することができた。細かいことではあるが、同じ府省でも統計間で必ずしもきちんとした連携がなされていないという1つの証左であり、できるだけ整合的にするという点で極めて重要である。また、埋もれていた課題の発見という意味で、統計精度の向上につながる取組である。今回、SNA改善のために、内閣府だけではなく、主要な関係府省である経済産業省が、経済産業省生産動態統計と工業統計との差異について個票レベルでの突き合わせ、更には調査先企業に対するヒアリングなど、多大な労力を割いて検討に協力し、課題を乗り越えたということは大変重要なことである。政府が一丸となってSNAの改善に取り組もうという際に、内閣府以外の関係府省が多大な労力を割くことは大変な負担になるが、そうした難しい問題に真正面から取り組んだ今回の経済産業省の事例は、1つの見本的な取組と言っても過言ではない。一連の取組を非常に高く評価したい。
- 今回の検討結果では、内閣府は、第一次及び第二次年次推計の改善に向けて推計方法の見直しで対応することになった品目も存在している。次回の国民経済計算体系的整備部会で審議されると思うが、第一次年次推計の精度向上に向けて、内閣府においてしっかりとした検討をお願いしたい。本課題は、財に関し

ては、その実現に向けた具体的な取組を進める必要がある。また、サービスに関しては、これから検証を始める段階である。ある程度の見通しは出ているが、まだまだ道半ばであり、部会及び関係府省には、引き続きよろしくお願ひしたい。

(2) 部会の審議状況について

《サービス統計・企業統計部会》

西郷サービス統計・企業統計部会長から、口頭により、商業動態統計調査の変更に係る部会の審議状況及び港湾調査の変更に係る東京都（港湾管理者）へのヒアリングの状況について報告された。

主な発言は以下のとおり。

- ・商業動態統計調査については、今回の変更事項のうち調査対象の範囲の見直し、いわゆる裾切りの導入が最大の論点となり、調査方法とも絡んでいることから、この部分をきちんと分析することが重要となる。特に、調査員が調査区内を調査するエリア調査がなくなることで、新設事業所の把握ができなくなるということや、きちんとした名簿できちんと従業員数を把握できているのかということとも関係するので、慎重な審議をよろしくお願ひする。経済産業省において、色々としミュレーションしているようだが、全て分かっている状況でのシミュレーションなので、今後部分的に情報が得られなくなるときに、どのような影響があるかということについては、慎重に内容を精査していただきたい。
- また、港湾調査については、東京都へのヒアリングの結果を、今後の部会審議に活かしていただきたい。引き続き審議をよろしくお願ひする。

《点検検証部会》

西郷点検検証部会長代理から、資料2に基づき、部会の審議状況について報告され、第1次再発防止策（素案）の方向性、重点審議の対象について了承された。

主な発言は以下のとおり。

- ・高い専門知識を持つ人材の確保は重要、データ分析ができる人材が必要である。計画的に育成するという視点を各省は持つ必要がある。
- ・統計メーカーの一員として、報告については重く受け止めたい。誤り発生時の対応について、バッド・ニュース・ファーストの徹底が重要である。
- ・災害対策で「自助、共助、公助」というキーワードがある。今回示された第1次再発防止策（素案）では、各府省の活動を「自助」、府省間連携による問題事例の共有と再発防止を「共助」、そして、総務省及び統計委員会の責務と活動が「公助」として整理されたものと受け止める。
- ・業務マニュアル整備は第一に取り組むべきことと感じる。外部からの点検にお

いては、まずマニュアルを見て、担当部署がどういう仕事を企図しているか分かるようにすることが第一かと思う。標準的なマニュアルを作ることで担当者のみでなく、外部からも点検可能になる。受動的だけでなく能動的にユーザーの声を聞きに行くモニター制度も必要である。

- ・他の委員の指摘にもあったが、標準化は推進していくべき対策ではないか。今回のミスの原因の1つであるプログラム等についても共通化が推進されるべきである。
- ・現状の分散型統計機構を前提とした場合、統計局あるいは統計センターと、必ずしも統計を大規模に扱っていない部署との連携が必要と考える。
- ・例えば、調査員調査が難しい、回収率が上がらない、公表早期化の必要性から時間的余裕がない等、調査横断的に共通した部分について、情報をシェアし、統計委員会としてどうするかを考える必要があると思う。今回示された第1次再発防止策で記載することか、次の段階で記載することかは分からないが、統計委員会がどう関われるかについては、もう少し議論できることがあるのではないか。

- ・標準化・共通化の観点は私も大事と思っているが、各府省の統計は、調査方法や推計方法等全部違うので、汎用化するには一段超えた労力が必要である。効果のあるところで進めていくこととし、マニュアルの完全な標準化ができなくても、テンプレートを示し、これをベースにマニュアルを作っていくかどうか。PDCAサイクルは、各府省内で回すものと、統計制度全体で回すものの2つがあると思う。統計委員会として部会報告に加える文章では、政府全体でのPDCAについて、統計間の整合性や標準化・共通性といったことも提言として記述していければよいのではないか。

更に2点補足する。例えば、ユーザーへの情報提供、ユーザーからのフィードバックは、実はエラーの発見と関係していて、その結果を改善につなげるために調査の方法に反映することが可能となるなど、個々の案件は横につながっている。こうした関係をうまく理解いただけるように説明することが大事ではないか。もう1点は、調査対象者に起因するエラーなど、調査実施者内だけではなくインターフェースの中で起こっているエラーもあるので、その点を工夫・強調していく必要がある。委員会としての報告では個別の点検を超えた理念・スタンス・姿勢を盛り込んでいただけるとありがたい。

- ・標準化・共通化について、世帯調査と事業所調査との間でマニュアルを統一化することが難しいことは自明なので、一段高い視点からの共通化ということかと思う。
- ・第1次再発防止策素案と、重点審議対象については、基本的には統計委員会として了承したと判断したい。本日の各委員の御意見も踏まえ、点検検証部会において、更に審議を深めていただきたい。

毎月勤労統計の事案でも問題になったが、ガバナンスの確立は最も重要なテー

マである。その意味で、P D C Aによるガバナンスの確立は、再発防止の大きな目玉だと考える。この点、更なる具体化を望む。透明性を確保し、外部の目を入れることも大切である。それから統計作成のための体制を質・量の両面から充実させることも忘れてはならない。

(3) 「産業連関表」の作成方法の変更通知について

総務省から、資料3及び参考資料に基づき、総務省を含む産業連関表作成府省(10府省)から産業連関表の作成方法の変更通知があった旨の報告及び平成27年(2015年)産業連関表の作成方法について説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・平成27年(2015年)産業連関表は、従来からの作成方法を踏襲し、大きな変更はないものと承知した。一方、今後のS U T体系への移行に向け、産業連関表の作成方法についても見直しが必要になるものと思われる。これまでも、国民経済計算体系的整備部会で精力的に議論が行われていると承知しているが、引き続き、よろしく願いしたい。

(4) 毎月勤労統計調査について

まず、厚生労働省から、本日(5月24日)の「平成31年3月確報」及び「平成30年度平均」の公表を延期したことについて説明が行われた。その後、厚生労働省から、資料4に基づき、2004年から2011年までの遡及推計に係る検討結果について報告が行われ、事務局(統計委員会担当室)から、追加説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・平成18年の事業所・企業統計調査の調査票情報の提供について、申請状況を教えていただきたい。
- 先週の金曜日(5月17日)に厚生労働省から申請書類を提出いただき、現在、法令に基づいて書類の手続を進めている。できるだけ早期に調査票情報を提供できるように作業を進めていきたい。
- ・抽出率の逆数を整数化する必要性には疑問を持っている。抽出率の逆数が持つ意味合いを教科書的に説明する際に、整数にした方が分かりやすいというだけであって、整数化をすることにより誤差が大きくなる。今回の復元推計においては整数化しない方が良いのではないか。
 - ・公表延期の点に関して、現在分かっている範囲で、影響の大きさはどれくらいになりそうか。
- 数字は現在精査中ではあるものの、原因としては平成30年7月の集計で、母集団労働者数の推計に用いる雇用保険データの使用に間違いがあったと把握している。今の時点では、常用労働者数で0.1%程度、きまって支給する給与で

50円程度の影響があるとみている。実際の指数や前年同月比への影響は限定的になると考えている。

→水準でいえば、0.02ポイント程度の誤差が、平成30年7月に発生する見込みであり、影響としては小さい。

→誤差が小さければ良いということではないが、具体的な数字の大きさも1週間公表を延期させた背景にあると考えている。

・公表延期の件に関して、原因としては、プログラム上のミスのようなものなのか、それとも一時的な不注意で発生したものなのか。プログラム上のミスであれば今後も発生してしまう可能性があり、その点を明らかにしてもらいたい。

→検証を進めているところであるが、プログラムのミスではないと確認できている。そういう意味では、今後公表していくものに影響するものではない。平成30年7月分の数字は、再集計値として公表したものに誤りがあった。今回の事案が発覚して、集中的に再集計の作業を行った際に、データの使用する部分を誤ったということである。プログラムは適切であったが、それを操作する人為的なミスがあったと把握している。

・毎月勤労統計の平成31年3月確報及び平成30年度平均の公表が延期されたことは残念だが、精査が必要と分かった段階で、公表を延期したという点は、適切な判断だと考えている。点検検証部会の報告にもあったように、今後は、誤りを発見した際の基本ルールと考えられる。訂正結果の速やかな公表、原因分析、そして再発防止に、しっかりと取り組んでいただきたい。また、厚生労働省には、2004年から2011年の遡及推計について、実務に即したしっかりした分析を行ってもらった。そのおかげで、事務局が作成した論点ペーパーに沿って、2月、3月、更には前回4月26日の統計委員会で議論を深めた代替的な推計方法が、有効であることが確認できた。3つの不足するデータへの対処が論点となっていたが、そのうち、3番目の「雇用保険データによる労働者数の補正率の逆算」については、今回の試算で、ほぼ問題がないことが確認された。2番目の「新産業分類変更に伴い付け替える抽出率逆数」については、「毎月勤労統計調査」の調査票情報を用いて試算することは可能であることが分かり、今後は、「事業所・企業統計調査」の調査票情報を用いた試算を進めていただきたい。いずれの試算を採用するかは判断を要することであり、「毎月勤労統計調査」の調査票情報は最新の情報だが、回収されていない事業所があるという問題がある一方、「事業所・企業統計調査」の調査票情報は、全ての事業所のデータであるが、時点が古いという点があるため、いずれも一長一短がある。それらの点を踏まえて、検討していただきたい。なお、事務局のコメントにあったように、集計された新産業分類ベースの抽出率逆数は、整数値にこだわるのではなく、小数点以下の値を含む原数を使う方が、全体の整合性・連続性には望ましい。毎月勤労統計のシステムが、抽出率逆数として小数点以下の桁数をどれだけ許容するのか

というシステム上の制約があるか分かっていないが、その点についても検討いただきたい。残る大きな問題は、1番目の「平成19年1月の旧対象事業所分の集計値」であるが、これについては、平成16年に東京都の抽出率が1である産業についてはおおむねうまくいくことが分かった。事務局のコメントにもあるように、データ秘匿分については、統計作成者である厚生労働省には、内部にデータを持っているわけなので、それを活用するようにお願いしたい。一方、東京都のデータの活用には、500～999人と1,000人以上の構成比の問題があることが分かった。まずは、第3段階の平成19年で抽出率逆数が1であるケース、第4段階の積上げ産業と内訳の単位産業から逆算を行うケースについて、試算を行っていただきたい。その結果として、何らかの案分計算をする第5段階。正にここは推計になるわけだが、遡及推計実現の最後の関門になるため、厚生労働省としても知恵をしっかりと出して、統計委員会としてもできることはサポートして、最終的な結論を出していきたい。

- (5) 医療の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究（中間報告）について
内閣府経済社会総合研究所から、資料5に基づき、統計改革の一環として内閣府が進めている医療の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究について、第117回統計委員会（平成29年12月19日開催）報告後の進捗に関する中間報告が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 今回の研究は、社会医療診療行為別統計及びNDB（レセプト情報・特定検診等情報データベース）に格納されたレセプト（診療報酬明細）データを用いて、医療の価格指数を計算したもの。現行のSNA（国民経済計算）デフレーターがCPI（消費者物価指数）の品目である診療代をベースとしたもの、すなわち、診察や注射等の診療行為単位の物価指数となっているのに対し、本研究では、疾病別に1か月・1人当たりの医療費をベースとした物価指数となっている。両者の違いは、医療の技術進歩に伴い、同じ疾病の治療において、医療資源の投入量の変化を勘案できるようになっている点である。今回の試算値をみると、同じ病気を治すのに必要となる医療資源が減少していれば、病気を治すという治療の価格が下落したとしてカウントされる。ただし、病気を治すという治療の成果は全く品質調整できていないので、治療のアウトプットの計測はできていないという問題は残っているが、一歩前進した医療の価格指数であるとして、一定の評価をすることができる。今回の指数と現行のSNAデフレーターとのかい離が、医療技術の進歩による医療資源の節約分を反映することになる。
- 内閣府は、（1）今回推計対象外としたDPC（包括医療費支払制度）部分の入院のデータを追加し、入院と入院外とを包括した指数である現行のSN

Aデフレーターと比較ベースを合わせることを目指す必要がある、(2)一方、DPC部分を取り込んだ分析には時間を要するため、当面、DPC部分の入院の価格指数の変動は、レセプトデータの価格指数と同一と仮定し、入院と入院外を統合した物価指数を現行のSNAデフレーターと比較してほしい。暫定的な対応ではあるが、これら2つの追加分析結果をできるだけ早く、統計委員会に報告してほしい。

品質を一定とした医療の物価指数を得るためには、疾病分類の細分化の度合いがこれでよいかを検討することに加え、大変難しい課題ではあるが、治療の成果、すなわち、医療のアウトプットの計測にも是非取り組んでほしい。引き続き、医療関係の専門家の意見を聞きながら、研究にしっかり取り組んでほしい。

次回の統計委員会は調整中であり、日時、場所については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>